

いしかり市民カード再交付に係る手数料の廃止について（案）

1. 背景

市では、交付場所や交付時間が拡大し、より利便性が向上する市民サービスとして、マイナンバーカード（個人番号カード）を活用した「証明書コンビニ交付サービス」を現在の証明書自動交付に代えて平成 29 年 2 月から開始予定。

2. 改正内容

市役所本庁舎と市内 3ヶ所のコミュニティセンターに設置している自動交付機の運用終了に伴い、「いしかり市民カード※」が使用できなくなることから、再交付に係る手数料（現行 350 円）を廃止する。

※「印鑑登録証兼いしかり市民カード」は、自動交付機の運用終了後も「印鑑登録証」として、窓口で使用可能。

3. 改正スケジュール

各種証明書のコンビニ交付の開始に伴う「石狩市印鑑登録及び証明に関する条例」の改正について、8月1日～31日にパブリックコメントを実施。

12月市議会に条例改正案を提案予定。議決された場合、平成 29 年 2 月から施行。

4. コンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードを利用して、コンビニの店頭には設置しているマルチコピー機（キオスク端末）から、住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得できるサービス。

○証明書の種類

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書（印鑑登録をされている方に限ります。）
- ・戸籍全部事項証明書（謄本） ・戸籍個人事項証明書（抄本）
- ・戸籍の附票の写し
- ・所得課税証明書（賦課期日 1 月 1 日に石狩市に住民票のある方）
- ・納税証明書

○利用時間

午前 6 時 30 分～午後 11 時 00 分（年末年始及びメンテナンス停止日を除く。）

○取扱店舗

セブン-イレブン、ローソン、サークルK、サンクス、ファミリーマート、セイコーマート、コミュニティ・ストア（※一部店舗のみ）、セーブオン